

広島県温暖化対策活動促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県及び中国電力グループで構成する「ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合」が設置・運営するメガソーラー発電所の売電収益を活用し、市町・団体等における新たな温暖化対策に資する取組で、温室効果ガスの削減効果が認められる活動の促進を図るため、団体等が計画的に行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 広範な県民の参加を得て行われる温暖化対策に関する普及啓発事業
- (2) (1)に掲げる調査研究事業

(補助事業者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町又は次のいずれかに該当する団体とする。ただし、個人の活動は除くものとする。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定を受けた法人を含む。）又はこれに準ずる非営利法人
- (2) 法人格を有さず、営利を目的としない団体で、次の条件を全て満たすもの
 - ア 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
 - イ 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
 - ウ 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 第2条の補助の対象となる事業における補助対象経費に対して他の団体又は個人からの寄付金、負担金及び補助金がある場合は、これらを控除した額を補助対象経費とするものとする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする、ただし交付の額の上限は50万円とし、1,000円未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の対象となる期間は、3年以内とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業を実施しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期間内に、知事に1部提出するものとする。ただし、知事が別に認める場合は、提出を不要とする。

- (1) 別記様式第1号
- (2) 別記様式第2号
- (3) 別記様式第3号

- (4) 別記様式第4号
- (5) 定款又はそれに準ずるもの

(補助金交付の決定及び通知)

- 第8条 知事は、前条の申請があったときは、別途設置する広島県温暖化防止対策補助金審査会（以下「審査会」という。）へ諮問し、審査会は審査を行う。
- 2 審査会は、必要に応じて交付申請書に係る調査を行い、交付申請者に説明を求めることができる。
 - 3 審査会の審査の結果に基づき、知事が補助金の交付を決定したときは、別記様式第5号による交付決定通知書を補助対象者に送付するものとする。
 - 4 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

- 第9条 交付規則第5条第1項の規定により、この補助金の交付の決定には次の条件を付するものとする。
- (1) 交付決定額に変更が生じる場合は知事の承認を受けること。ただし、交付決定額の20%以内の減額変更を除く。
 - (2) 補助事業の目的、内容を変更する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止しする場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業者は、前項各号の承認指示を受けようとする場合は、別記様式第6号による補助事業変更・中止承認申請書を速やかに知事に1部提出しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(概算払)

- 第11条 知事は、必要と認める場合には、補助金の一部（交付決定額の80%まで）について、概算払を年に1回することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の一部について、概算払を請求しようとする場合には、別記様式第7号による概算払請求書を知事に1部提出するものとする。
 - 3 補助事業者は、概算払を受けたときは、その金額確定後10日以内に、概算払精算書（会計規則別記様式31号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第12条 補助事業者は、知事が補助事業の実施状況について報告を求めたときは、別記様式第8号による実施状況報告書を知事に1部提出しなければならない。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況の調査をすることができる。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月5日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 別記様式第 9 号
- (2) 別記様式第 10 号
- (3) 別記様式第 11 号
- (4) 支出証拠書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 1 4 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 12 号による補助金確定通知書（以下「確定通知書」という。）を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 1 5 条 補助事業者は、前条の確定通知書を受けた後、補助金の請求をしようとするときは、別記様式第 13 号広島県温暖化対策活動促進補助金精算払請求書（以下「精算払請求書」という。）を 1 部、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の精算払請求書に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第 1 6 条 知事は、第 10 条第 1 項の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金等の返還期限)

第 1 7 条 交付規則第 18 条第 2 項により、補助事業者が知事に補助金等の返還を求められた場合、当該命令のなされた日から 20 日以内に返還するものとする。

(補助金の経理書類の保管)

第 1 8 条 交付規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 10 年間とする。

2 補助事業者は、前項に規定する書類について、知事の求めがあったときは、速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 1 9 条 本補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付規則第 22 条の規定により処分を制限する取得財産等は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第 14 号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 交付規則第 22 条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

4 本補助金により取得し、又は借用した土地または建物（付帯設備を含む。）については、第1項から第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「取得財産等」とあるのは、「土地または建物（付帯設備を含む。）」と、「取得価格又は効用の増加額」とあるのは、「取得価格及び効用の増加額の合計額」と、第3項の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間」とあるのは、「当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。

（事業の成果の普及等）

第20条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（実施規定）

第21条 この要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月16日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月19日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の際現にされている改正前の広島県温暖化対策活動促進補助金交付要綱によりされた広島県温暖化対策活動促進補助金交付申請その他手続は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年3月13日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象経費	備考
新たな温暖化対策に資する取組で、温室効果ガスの削減効果が認められる活動に直接的に必要な経費	他に利用可能な汎用性の高い物品（パソコン、テレビ、軽トラック等）の購入については、事業の実施に際して特別の理由のない場合は補助対象外とする。